

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する料金規程

法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（BELS評価）に係る評価料金

(消費税含む。)(円)						
建物種別	申請種別	面積区分(㎡)	単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※ 1	モデル建物法	性能基準等※ 1	モデル建物法
一戸建ての住宅	建物全体	200㎡未満	40,700	－	38,500	－
		200㎡以上 ～ 500㎡未満	42,900	－	40,700	－
		500㎡以上	見積もり	－	見積もり	－
併用住宅	住戸部分	一戸建て住宅に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
	建物全体	一戸建て住宅＋非住宅建築物				
共同住宅等	住戸部分		基本料金88000+1住戸あたり 2,200×総住戸数	－	基本料金77000+1住戸あたり 2,200×総住戸数	－
	共用部分	非住宅建築物に準じる※2				
複合建築物	住戸部分	共同住宅等住戸部分に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
	建物全体	共同住宅等住戸部分＋非住宅建築物				
	用途区分【1種】 ホテル 病院 集会所 福祉施設 等	300㎡未満	189,200	85,800	178,200	81,400
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	264,000	118,800	253,000	114,400
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	336,600	151,800	321,200	145,200
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	409,200	184,800	387,200	176,000
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	523,600	237,600	497,200	224,400
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	660,000	297,000	627,000	283,800
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	796,400	358,600	752,400	338,800
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	932,800	420,200	884,400	398,200
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【2種】 事務所 物販店舗 学校 講堂 幼稚園 飲食店 等	300㎡未満	134,200	61,600	125,400	57,200
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	184,800	83,600	178,200	81,400
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	237,600	107,800	226,600	103,400
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	288,200	129,800	272,800	123,200
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	367,400	167,200	349,800	159,500
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	462,000	209,000	440,000	198,000
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	558,800	253,000	528,000	237,600
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	653,400	294,800	620,400	279,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【3種】 工場 倉庫 等	300㎡未満	85,800	39,600	81,400	37,400
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	118,800	55,000	114,400	52,800
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	151,800	70,400	145,200	66,000
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	184,800	83,600	176,000	79,200
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	237,600	107,800	224,400	101,200
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	297,000	134,200	283,800	129,800
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	358,600	162,800	338,800	154,000
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	420,200	189,200	398,200	180,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり

※1 性能基準等とは、「標準入力法」「主要室入力法」等の評価方法も含みます。

※2 共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。ただし、住戸数が10戸以下の場合は「用途区分【3種】」の金額の1/2の金額とします。

※ 複数の建物用途の場合は、用途区分の上段、中断、下段それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、その大きい方（同一面積の場合は、より上段）の用途区分とします。

この場合、計算対象床面積区分は、その比較した両方の用途区分の合計床面積とします。

※ 評価書等を再交付する場合の料金は、1通につき、税込み8,800円とします。

※ センターでBELS表示プレート等を購入する場合は、複数の種類があるため、協会等の作成者に支払う経費（プレート又はシール代及びその送料等で個別見積り）＋2,200円（全て消費税を含む。）となります。

1 評価料金を増減額するための要件

(1)変更申請の場合は、上記手数料額の1/2の金額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端取下げのうえ、再申請（新規手数料）とします。なお、当センター以外(他の機関等)で評価等を行っている場合の変更申請も再申請（新規手数料）とします。

(2)下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び内容が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、税込み11,000円とします。ただし、1）から5）の住宅部分の申請で外皮計算の審査項目及び内容が同一である場合は、上記手数料の1/2の金額とします。

1）法第12条、第35条、第41条の申請

2）住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

3）適合証明業務（フラット35）の申請

4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期優良住宅建築等計画の申請

5）都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の申請

2 評価料金の収納方法

法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度に係る業務規程及び同約款を参照ください。